

4 年度 事務事業評価シート

事務事業名	社会福祉協議会事業		会計名称	一般会計		担当課	福祉課	
			予算科目	3 款 1 項 1 目	事業番号	840	所属長名	米湊明弘
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）					担当責任者名	高内克彦	
法令根拠等	社会福祉法第109条					実施期間	【開始】	令和／平成 18 年度
総合計画での位置付け	健康福祉都市の創造						【終了】	令和 年度(予定) ■ 設定なし
	心の通った社会福祉の推進							
総合計画における本事業の役割	伊予市社会福祉協議会が実施する地域福祉事業の活性化及び円滑な推進を図り、誰もが安心して自分らしく暮らしながら、相互に支えあう思いやりのある地域づくりに寄与する。							
事業の対象	伊予市社会福祉協議会（社会福祉協議会の運営基盤となる市民）			事業の目的		社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図る事を目的に設立された社会福祉協議会に対し、専門員の人件費補助並びに組織運営費の一部を補助し、福祉課題の解決に取り組み、福祉コミュニティづくりと地域福祉推進に努める。		
事業の内容（整備内容）	地域福祉事業（住民主体の地域福祉の推進）・福祉相談（包括的な相談支援体制づくり）・福祉サービス利用援助事業（地域で安心して自立した生活支援）・法人後見事業（日常生活上の管理、契約支援）			昨年度の課題に対する具体的な改善策		事業内容を精査し、適切な法人運営に努めた。		

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	前年度実績	4年度予定	9月末の実績	4年度実績
財源内訳	直接事業費	32,152	31,620	0	0	0	29,520	法人運営事業費	千円	17647	21884	21884	21884	
	国庫支出金	0	0	0	0	0	0							
	県支出金	0	0	0	0	0	0	社会福祉協議会運営事業	千円	23325	4739	4739	4739	
	地方債	0	0	0	0	0	0							
	その他	0	0	0	0	0	0							
	一般財源	32,152	31,620	0	0	0	29,520	福祉サービス利用援助事業	千円	4965	1582	1582	1592	
職員の人工（にんく）数	0.50	0.50				0.50								
1人工当たりの人件費単価	7,841	7,794				7,794								
※ 直接事業費＋人件費		36,073	35,517				33,417	法人後見事業	千円	4565	3415	3415	3415	
主な実施主体	直接実施	実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）		補助金										
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	5年間の合計			
						26,768	26,768	26,768	26,768	26,768	133,840			
成果指標	指標	地域福祉活動に係る各種事業への参加者数				⇒	区分年度	前年度	4年度	5年度	目標	毎年度		
	指標設定の考え方	各種事業への参加者数にて事業効果を図る。					目標	12000	12000	12000	12000			
							実績	4935	7365					
	指標で表せない効果	市民の充足感、安心感などは数値化しにくいものである。このことを自覚した上で、市民の立場に立った運営を進める必要がある。												

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 （今年度の途中経過）			市委託事業を多岐に渡り実施しており、専門知識や資格を有する職員の人件費補助を継続する必要があると考える。今後も市と連携し地域福祉の拠点として法人運営に取り組んで行く。							
事業評価	自己判定 （担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が	A	事業成果・工夫した点	各種事業が規模縮小となり実績が少ない状況となった。 補助金対応においては、法人と協議し適切な執行に努めた。	
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	4					14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	3					
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3	合計点が	B			事業の苦勞した点・課題
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	3			14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D		
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	3					
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3	合計点が	B			
			コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3			14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D		
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	3					
	一次判定 （所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が	A	事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する （判断の理由） 地域福祉の中核を担ってはいるものの、社会福祉法人という営利を目的としていない団体であることから、人件費等ある一定の補助が必要であるため、事業の継続は必要である。	
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	4					14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	4					
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が	A			
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4			14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D		
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	4					
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	4	合計点が	A	所 属 長 の 課 題 認 識	非営利団体である社会福祉法人への人件費等の補助の必要性はある。社会福祉協議会に委託している事業は、市民との地域福祉活動向上において必要な事業であることは明らかであるものの、その費用対効果については、しっかりと検証し、適切な補助となるよう努めていく必要がある。	
			コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3					14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	3					

施 策 を 踏 ま え た 判 断	二 次 判 定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。 「社会福祉法」等に基づき設置された本協議会は、広く地域福祉の維持・向上に貢献しており、共助の社会づくり支援において重要な社会福祉法人であるが、事業補助の観点から検証した事業内容を以って、引き続き適時・適切な指導を行う必要がある。□		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。		

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容
------------	------	----------------------

今後の方向性（ACTION）

の 経 最 終 者 判 会 断 議	事業の方向性		コメント欄
	☐	さらに重点化する。	
	☐	現状のまま継続する。	
	☒	見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を検討する。 事業を縮小する。	
	☐	事業の休止、廃止を検討する。 事業を休止、廃止する。	